

プール学院大学外国人留学生規程

(目的)

第1条 この規程は、プール学院大学学則第50条第2項の規程に基づき、プール学院大学（以下「本学」という。）外国人留学生に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程にいう「外国人留学生」とは、「留学」の在留資格を有する者で、大学入学を目的として入国許可を受けて入国し、本学に入学を許可された者をいう。

(入学資格)

第3条 外国人留学生の入学資格は、本学学則第19条に定める資格を有するものとする。

(入学手続)

第4条 本学に外国人留学生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に所定の検定料を添えて、所定の期間中に、学長あてに願いでるものとする。

- (1) 入学願書
- (2) 最終出身学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
- (3) 最終出身学校の学業成績証明書
- (4) 健康診断書
- (5) 出身国の戸籍抄本若しくはこれに相当する証明書又は旅券若しくは外国人登録証明書の写
- (6) その他本学で必要とする書類

第5条 外国人留学生として入学を志願した者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続きおよび入学許可)

第6条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに所定の入学金を納入するとともに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 出入国管理法及び難民認定法による在留資格認定証明書の写
- (3) 外国人登録証明書の写
- (4) 日本国内に居住する保証人による身元保証書
- (5) 「留学」査証（ビザ）の写

2 学長は前項の入学手続きを完了した者に、入学を許可する。

(入学後の指導体制)

第7条 外国人留学生の教育指導と生活相談に応ずることができるよう、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 成績優秀者に対しては、奨学のために奨学金を支給する。
- (2) 勉学のために、学習支援を行う。
- (3) 3ヶ月以上にわたって、正当な理由なく出席が常で無い者、あるいは連絡不能状態が続き、修学意志がなく指導不可能と認められる者は、懲戒（停学、退学）もしくは除籍する。

(諸規程の準用)

第8条 この規程に定めるもののほか、外国人留学生の身上に関すること等必要な事項は、学内諸規則を準用する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、常務理事会の承認により学長が行うものとする。

附 則

この規程は、1996（平成8）年4月1日から施行する。

2004（平成16）年4月1日改正施行する。

2006（平成18）年4月1日改正施行する。

2015（平成27）年4月1日改正施行する。